

富山市ひとり親家庭等家賃助成事業補助金交付要綱

令和 3 年 4 月 1 日

一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成 17 年富山市規則第 36 号。以下「規則」という。）第 24 条及び富山市公共交通沿線居住推進事業制度要綱（以下「制度要綱」という。）第 8 条の規定に基づき、富山市ひとり親家庭等家賃助成事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）及び都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 家賃 民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料の月額（共益費、駐車場料金等を除く。）をいう。
- (2) 民間賃貸住宅 市営、県営、地域優良賃貸住宅等の公的賃貸住宅又は社宅、官舎、寮等の給与住宅以外の賃貸住宅（共同居住型賃貸住宅の場合は、建物の用途が寄宿舎であり、かつ 1 世帯につき 1 居室以上の専用部分があるものに限る）であって、かつ、その所有者等と賃貸借契約により賃借人が自己の居住の用に供する住宅（所有者が個人の場合は、所有者、その配偶者、親若しくは子が居住のために使用する部分又は法人が所有者の場合は、当該法人の役員、その配偶者、親若しくは子が居住のために使用する部分を除く）をいう。
- (3) ひとり親等 以下のいずれかに該当する者をいう。

イ 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 6 条の規定による受給資格者の認定を受けている者（以下「児童扶養手当認定者」という。）又は富山市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成 17 年富山市条例第 150 号）第 4 条の規定による受給資格の認定を受けている者（以下「ひとり親家庭等医療費受給資格認定者」という。）

ロ 児童扶養手当認定者又はひとり親家庭等医療費受給資格認定者と同等の資格を有すると市長が特に認める者。

(4) ひとり親等に該当した日 以下のいずれかの日をいう。

イ 児童扶養手当認定者については、児童扶養手当の支給開始年月の初日

ロ ひとり親家庭等医療費受給資格認定者については、富山市ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定日

ハ 児童扶養手当認定者であって、かつ、ひとり親家庭等医療費受給資格認定者については児童扶養手当の支給開始年月の初日又は富山市ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定日のいずれか早い日

ニ 児童扶養手当認定者又はひとり親家庭等医療費受給資格認定者と同等の資格を有すると認められる者については、同等の資格が生じた日

(5) まちなか 富山市まちなか居住推進事業制度要綱第2条第1項第1号に掲げる区域をいう。

(6) 公共交通沿線居住推進補助対象地区 制度要綱第2条第1項第2号に掲げる区域をいう。

(7) 世帯の所得月額 入居者及び同居する者の過去一年間における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を十二で除した額をいう。

イ 同居する者又は所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族（以下この号において「扶養親族」という。）で入居者及び同居する者以外の者一人につき三十八万円

ロ 扶養親族に同項第三十四号の四に規定する老人扶養親族がある場合には、その老人扶養親族一人につき十万円

ハ 扶養親族が十六歳以上二十三歳未満の者である場合には、その扶養親族一人につき二十五万円

ニ 入居者又はイに規定する者に所得税法第二条第一項第二十八号に規定する障害者がある場合には、その障害者一人につき二十七万円（その者が同項第二十九号に規定する特別障害者である場合には、四十万円）

ホ 入居者又は同居する者に所得税法第二条第一項第三十号に規定する寡婦又は同項第三十一号に規定するひとり親がある場合には、その

寡婦又はひとり親一人につき二十七万円（その者の所得金額が二十七万円未満である場合には、当該所得金額）

（補助対象の区域）

第3条 この要綱による補助事業の対象区域は、公共交通沿線居住推進補助対象地区とする。

（補助金の交付対象者）

第4条 この要綱による補助事業の対象者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) ひとり親等であること。
- (2) 公共交通沿線居住推進補助対象地区の民間賃貸住宅に自己の居住用として契約し入居していること。ただし、契約日がひとり親等に該当した月から6月前以降であること。
- (3) 前号の民間賃貸住宅に住所を有すること。
- (4) 第2号の民間賃貸住宅に住所を異動する前の住所が公共交通沿線居住推進補助対象地区の区域外で、かつ、まちなかの区域外であること。
- (5) 交付対象者が、補助金の交付期間中に再度転居する場合で、引き続き公共交通沿線居住推進補助対象地区に居住する場合は、第2号ただし書き及び前号の規定は適用しない。
- (6) 交付対象者及び交付対象者の属する世帯の構成員に本補助金又は富山市まちなか住宅家賃助成事業補助金の交付を受け、その交付期間を満了した者がいないこと。
- (7) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助を受けていないこと（ただし、第6条第2項で定める交付対象期間の一部について住宅扶助を受けていた月があった場合は、その月を除いて交付するものとする。）。

（補助金の交付期間）

第5条 補助金を交付する期間は、交付対象者となった月（交付対象者となった日が月途中の場合は、当該月の翌月）から起算して3年とする。

2 前項の規定に関わらず、交付対象者及び交付対象者の属する世帯の構成員に本補助金又は富山市まちなか住宅家賃助成事業補助金の交付を受けている者がいる場合は、その者の補助金の交付期間の最終月までを交

付期間とする。

(補助金の額及び交付対象期間)

第6条 補助金の額は、毎月の契約家賃から住宅手当又は生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金、その他の家賃補助等（以下、「住宅手当等」という。）を差し引いた額で千円未満を切り捨てた額とする。ただし、1世帯に対する補助金の限度額は月額1万円とする。

2 前項の補助金は、3年間の交付期間を6月ごとの6期に区分し、それぞれの期を交付対象期間とし、交付対象期間ごとに交付するものとする。ただし、第5条第2項に該当し交付期間の最後の期が6月に満たない場合は、交付期間の最終月までを交付対象期間とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、規則第4条第1項の規定により、前条第2項の各期の期間満了後6月以内に、富山市ひとり親家庭等家賃助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請内訳書

(2) 当該民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

(3) ひとり親等の要件を証する書類（児童扶養手当証書、富山市ひとり親家庭等医療費受給資格証等）

(4) 児童扶養手当受給資格及び富山市ひとり親家庭等医療費受給資格調査同意書

(5) 入居世帯の所得を証する書類（所得・課税証明書）

(6) 補助申請者の納税を証する書類（納税証明書等）

(7) 家賃を支払ったことを証する書類

(8) 住宅手当等を証する書類（給与明細、住居確保給付金決定通知書等）

(9) 生活保護法に規定する住宅扶助を受けていたことを証する書類（補助金の交付対象期間に住宅扶助等を受けていた場合）

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の申請をすることができない。

- (1) 世帯の所得月額が44万5千円を超えている者
 - (2) 市税を滞納している者
 - (3) 補助金の交付対象期間中の当該民間賃貸住宅の家賃を滞納している者
 - (4) 家賃補助の申請の対象とした民間賃貸住宅を自己の居住用以外の目的に使用し、若しくは転貸し、又は使用権を譲渡している者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が別に定める要件に基づき補助金の交付をすることが不適當であると認める者
- （交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、及びその額を確定するものとする。この場合において、補助申請者に文書を交付して通知するものとする。

2 規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び規則第13条の額の確定の手続を併合するものとする。

3 前項の規定により併合した規則第5条及び規則第13条の通知は、富山市ひとり親家庭等家賃助成事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条に規定する通知の後、当該補助申請者に対し補助金を交付するものとする。

（交付資格の喪失）

第10条 市長は、補助申請者が、第6条第2項の各期の途中において次の各号に該当するときには、その期に係る補助金は交付しないものとする。

- (1) 第4条に規定する要件を満たさなくなった場合
- (2) 第7条第2項第4号から第7号に該当した場合
(交付決定の取り消し)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた補助申請者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の使途が、暴力団の利益になるものと認められるとき。
- (3) その他市長が相当の理由があると認めたとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、既に支払われた補助金の一部又は全額について、交付決定者に対して、文書を交付してその返還を請求するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(細則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の日までに本要綱第4条第1項に規定する交付対象者で第5条に規定する交付期間内の者は、この要綱の施行の日を含む交付対象期間を月割にして当該月以降分の補助金の交付申請をすることができるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この要綱の施行前に改正前の要綱第 4 条に規定する要件を満たしている者は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。